

令和 8 年 3 月 30 日

お客様各位

三条信用金庫

外国為替業務のお取扱いについて

三条信用金庫(理事長 白倉徳幸)では、すでにご案内のとおり、令和 8 年 4 月 1 日より信金中央金庫の代理店(取次金庫)として、外国為替業務をご提供させていただきます。

つきましては、外国送金取引における主な手数料と今後のお取引においてご留意頂きたい事項を下記に掲載いたしましたので、ご確認頂きますようお願いいたします。なお、詳しい内容、ご不明な点等につきましては、お取引店へお問い合わせください。

お客様には大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【仕向外国送金】

1. 主な手数料

	4 月 1 日以降
送金手数料	7,500 円
支払銀行手数料	2,500 円
リフティングチャージ	0.05%(最低額 2,500 円)

※手数料等費用については、令和 8 年 4 月現在のものであり、将来にわたってお約束するものではありません。

2. 仕向外国送金ご依頼時にご留意頂きたい事項

- (1) 仕向外国送金は、信金中央金庫による内容確認を経てからのお取扱いとなります。
- (2) 仕向外国送金をご依頼の際は、送金の都度、疎明資料のご提出が必要となります。
- (3) 確認資料が不十分と判断されるなど、当金庫受付後であっても当日のお取扱いができない場合があります。その場合、当該取引を中止し送金資金をご返却することとなります。再度お取扱いする場合の適用相場は取扱日の相場となりますので、ご了承下さい。

【被仕向外国送金】

1. 主な手数料

	4月1日以降
少額取引手数料 ※受取外貨を円換算する場合で 75万円未満の場合	2,500円
リフティングチャージ	0.05%(最低額 2,500円)

※手数料等費用については、令和8年4月現在のものであり、将来にわたってお約束するものではありません。

2. 被仕向外国送金ご依頼時にご留意頂きたい事項

- (1) 被仕向外国送金は、信金中央金庫による内容確認を経てからのお取扱いとなります。
- (2) 被仕向外国送金のご入金にあたっては、お受け取りの都度、疎明資料のご提出が必要となります。
- (3) 信金中央金庫による内容確認後のご入金となりますので、これまでと比べてご入金までにお日にちを要する場合があります。

【その他お取引に関してご留意頂きたい事項】

1. 外国送金依頼書の書式変更について

4月1日以降、外国送金依頼書は、信金中央金庫制定の書式になります。これまでの外国送金依頼書はご利用頂けませんので、ご注意願います。外国送金依頼書については、お取引店にお問い合わせ下さい。

2. 個人番号、法人番号の取扱いについて

100万円を超える外国送金、被仕向送金のお取扱いの際は、信金中央金庫が税務署へ国外送金等調書を提出するため、当金庫はその都度、お客様の個人番号、法人番号を信金中央金庫へ通知します。

以 上